

山口市有機農業推進協議会産直部会規約

(名称)

第1条 この会は、山口市有機農業推進協議会産直部会（以下、「部会」という。）という。

(事務所)

第2条 部会は、主たる事務所を山口市下小鯖 1171-5 に置く。

(目的)

第3条 山口市有機農業推進計画及び山口市有機農業推進協議会の趣旨を踏まえ、安全安心な食生活を取り戻し、健康的な生活を過ごすことができるよう、次の各号を進めることを目的とする。

- (1) 有機農業推進法第2条を踏まえ化学農薬・化学肥料不使用で遺伝子組換え技術を利用しない農産物の販売を促進する。
- (2) 農業生産者と消費者は栽培技術、流通・販売の研修等を通じ交流を図る。
- (3) 親子での体験農業や安全な食材を利用した料理教室、食農教育等の食文化の向上に努める。
- (4) 有機 JAS 認証、エコやまぐち農産物認証（エコ 100）、環境保全型農業直接支払制度や各種制度利用について助言と援助を行う。
- (5) その他会の目的を達成するために必要なこと。

(会員)

第4条 部会は、部会の目的に賛同する、山口市有機農業推進協議会の会員をもって構成する。

(部会が行う販売活動に参加する農業生産者)

第5条 部会が実施する販売活動に参加する農業生産者（以下、「参加農業生産者」という。）は、有機 JAS 及び県が認証する化学農薬・化学肥料不使用（エコ 100）の農産物、並びに環境保全型農業直接支払制度の対象者で有機農業に取り組む者及び地域の消費者から安全性を認められている者による農産物を栽培する農業生産者で、山口市有機農業推進協議会産直部会参加農業生産者認証委員会（以下、「認証委員会」という。）が認証した者をいう。

(部会が販売を促進する農産物の表示)

第6条 部会が販売を促進する農産物（以下、「販売農産物」という。）は、植え付けから収穫まで化学農薬・化学肥料不使用のものとし、その表示は、植付以降、化学農薬・化学肥料不使用とする。ただし、個人でより安全な商品として PR する場合はこの限りでない。

(販売協力店や JA 等との連携)

第7条 部会は、農産物の販売を促進するため、販売の拠点となる販売協力店（以

下、「拠点販売協力店」という。)づくりを進めるものとする。

- 2 部会は、拠点販売協力店や部会が指定する販売協力店（以下、「指定販売協力店」という。）さらにはJA等とも連携し、販売の促進に努めるものとする。
- 3 拠点販売協力店を窓口に、消費者への周知を図りながら、農業生産者と消費者が直接交流できるネットワークを構築するものとする。
- 4 販売協力店等への出荷条件は出荷先の条件に従うものとする。
- 5 販路の拡大を求めるため、必要に応じてネット通販にも取り組むことができる。
- 6 農産物の安全安心の信頼を得るため、農業生産者は消費者らの求めに応じ生産履歴記録を閲覧できるよう備えて置く。
- 7 3名以上の消費者グループを条件に産直活動を行うことができる。これに必要な細則は部会長が別に定める。

(運営協力金の支払い)

第8条 拠点販売協力店や指定販売協力店へ販売農産物を出荷する参加農業生産者は、年間の販売額に応じて別途定める運営協力金を支払うものとする。ただし、部会を通さず生産者個人が直接出荷する場合はこの限りでない。

- 2 参加農業生産者は、部会が発行する認証シールや幟等の資材を利用することができる。ただし認証シールの利用に当たっては、部会長が定める額を支払うものとする。

(役員)

第9条 役員は、部会長1名、副部会長1名、地域統括責任者2名(兼務)、会計1名、広報担当者1名、監事2名(生産者1名・消費者1名)とする。

- 2 部会に顧問を置くことができる。顧問は役員会の決定で委嘱し、役員会に出席して意見を述べるることができる。

(活動区域)

第10条 部会の活動区域は、山口県山口市とする。

(会議)

第11条 部会の会議は、総会、役員会とする。

- (1) 総会は、毎年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開催する。
- (2) 総会は、部会長が招集し、本部会の運営に関する事項について審議決定する。議決は出席会員の2分の1以上の賛成による。
- (3) 総会の会議は、部会長が議長となる。
- (4) 役員会は、必要に応じて開催することができる。

(総会の付議事項)

第12条 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 部会の事業計画案及び予算案並びに運営に関する重要事項
- (2) 事業報告及び決算報告の承認に関すること。

- (3) 部会規約及び事業運営規程の変更に関すること。
- (4) 役員を選任に関すること。
- (5) 部会の解散に関すること

(役員任期)

第13条 役員任期は3年とし、再任は妨げない

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(認証委員会の構成員と役割)

第14条 参加農業生産者を認証する機関として認証委員会を設置するものとする。

認証委員会の役員と役割は、次の各号とおりとする。

- (1) 構成員は4名とし、うち農業生産者代表2名、消費者代表2名とする。
- (2) 委員長及び副委員長は互選により選出する。
- (3) 認証委員会は、書類審査や現地調査を行った上で、参加農業生産者を認証するものとする。
- (4) 部会は、認証委員会が認証した参加農業生産者による農産物であることを表示する認証シールを発行するものとする。ただし、表示は、農林水産省新ガイドライン及び加工品は食品衛生法による表示に準拠したものとする。
- (5) そのほか、必要な細則は部会長が別に定める。

(会計)

第15条 部会の経理は、運営協力金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 部会の会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(役員手当)

第16条 次の各号の役員には役員手当を支給するものとする。その額は、部会長が別に定める。

- (1) 地域総括責任者
- (2) 農業生産者認証委員
- (3) 会計
- (4) 広報担当者

2 その他の役員で役員会が必要と認めた時は、役員手当を支給することができる。

(委任)

第17条 本規約に定めるもののほか、本部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

附 則

- 1 本規約は、令和元年12月15日から施行する。
- 2 拠点販売協力店、指定販売協力店は、当面、次のとおりとする。
【拠点販売協力店】
 北部地域：「これはおいしいアッハッハ」（大内）
 南部地域：「農家さんの台所」（小郡）
【指定販売協力店】
 「道の駅仁保の郷」（仁保）
 「道の駅きららあじす」（阿知須）
 「JA直売所ぶちええ菜」
 「わっか屋」（大殿）
- 3 運営協力金は、当面、半年ごとの販売高の5%とし、支払時期は7月と1月とする。
- 4 役員手当は、当面、次のとおりとする。ただし、初年度となる令和元年度は、2分の1の額とし、後年度においても、収入額に応じて役員会で、その割合を決める。
 地域総括責任者 年間一人当たり 60,000 円
 農業生産者認証委員 現場調査一件一人当たり 3,000 円
 会計、広報担当者 年間一人当たり 20,000 円